

別添 自動販売機の必要経費の取り扱いについて

1 負担電気料金

(1) 計算式

ア 副メーターがある場合

$$\text{負担電気料金} = \text{電気料金} \times \frac{\text{副メーター使用量}}{\text{全体の電気使用量}}$$

イ 副メーターがない場合

$$\text{負担電気料金} = \text{電気料金} \times \frac{\text{自動販売機の容量} \times \text{使用時間}}{\text{全体の電気使用量}}$$

(2) 用語の定義

ア 負担電気料金とは自動販売機設置事業者が負担すべき、月ごとの電気料金をいう。

イ 電気料金とは、施設全体で使用した月ごとの電気料金をいう。

ウ 副メーターとは、自動販売機ごとの電気使用量を測定するための個別メーターをいう。

エ 自動販売機の容量とは、1時間当たりの定格消費電力(60Hz用を適用し、電熱装置定格消費電力は含めない。)に運転率0.5を乗じたものをいう。

オ 使用時間とは、自動販売機の設置日数に24(時間)を乗じたものをいう。

カ 全体の電気使用量とは、施設全体で使用した月ごとの電気使用量をいう。

2 負担水道料金

(1) 計算式

ア 副メーターがある場合

$$\text{負担水道料金} = \text{水道料金} \times \frac{\text{副メーター使用量}}{\text{全体の水道使用量}}$$

イ 副メーターがない場合

$$\text{負担水道料金} = \text{水道料金} \times \frac{\text{自動販売機の推定使用量}}{\text{全体の電気使用量}}$$

(2) 用語の定義

ア 負担水道料金とは自動販売機設置事業者が負担すべき水道料金をいう。

イ 水道料金とは、施設全体で使用した水道料金及び下水道料金の合計額をいう。

ウ 副メーターとは、自動販売機ごとの水道使用量を測定するための個別メーターをいう。

エ 自動販売機の推定使用量とは、水道を利用する自動販売機ごとの1か月当たりのみなし水道使用量をいい、1台当たり一律0.2m³とする。

オ 全体の水道使用量とは、施設全体で使用した水道使用量(下水道使用量は除く。)をいう。

3 計算例

(1) 負担電気料金

施設全体の電気料金 15,714,090 円

施設全体の電気使用量 1,047,997kWh

副メーター使用量 200kWh

自動販売機の定格消費電力 650W

自動販売機の設置日数 31 日

ア 副メーターがある場合

$$15,714,090 \text{ 円} \times 200\text{kWh} \div 1,047,997\text{kWh} = 2,998\text{円}$$

イ 副メーターがない場合

$$15,714,090 \text{ 円} \times 0.65\text{kW} \times 0.5 \times 31 \text{ 日} \times 24 \text{ 時間} \div 1,047,997\text{kWh} = 3,625\text{円}$$

(2) 負担水道料金

施設全体の水道料金 6,934,498 円

施設全体の水道使用量 11,134 m³

副メーター使用量 0.36 m³

自動販売機の推定使用量 0.4 m³ (0.2 m³ × 2か月分)

ア 副メーターがある場合

$$6,934,498 \text{ 円} \times 0.36 \text{ m}^3 \div 11,134 \text{ m}^3 = 224\text{円}$$

イ 副メーターがない場合

$$6,934,498 \text{ 円} \times 0.4 \text{ m}^3 \div 11,134 \text{ m}^3 = 249\text{円}$$